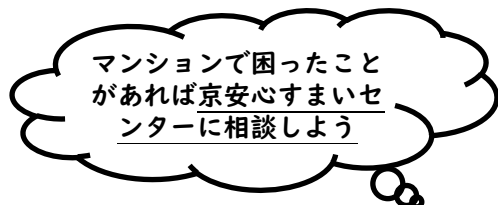


(広報資料)

令和4年8月17日

京都市都市計画局

〔担当：住宅室住宅政策課〕
電話：075-222-3666



マンション管理の専門家が相談に応じます！

京都市では、令和4年9月から「京都市分譲マンション管理計画制度」の運用を開始！
“マンション管理の見える化”を進め、社会や市場での注目を高めていきます。

分譲マンション管理計画認定制度が始まるタイミング！自分のマンションは大丈夫かなど、マンションの将来を考えてもらう場として「一般社団法人京都府マンション管理士会」と連携し、専門家による分譲マンションの管理に関する幅広い相談に応じる無料相談の窓口を設置します。

大切な資産であるマンションの価値を守るため、是非、専門家の意見を参考にしてください！

1 相談日

第1回は、令和4年9月8日（木）に開催

今後、月1回、第2木曜日に開催します（当面）。

相談時間は、1組当たり45分程度

(1) 午前10：00～10：45

(2) 午前11：00～11：45

※事前予約が必要。（なお、同一人（団体）の相談は2回まで）

2 相談申込先・相談会場

みやこ
京 安心すまいセンター

〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1（河原町五条下る東側）

ひと・まち交流館京都 地下1階

電話：075-744-1670

まずは、お電話にてお問合せください。

3 相談員

一般社団法人京都府マンション管理士会に所属するマンション管理士

4 対象者

京都市内の分譲マンション管理組合、区分所有者、購入を検討されている方

※相談は1組当たり2名程度まで

(相談内容)

管理組合運営、管理規約、管理委託契約、管理組合会計、大規模修繕工事等について
例) 初めて理事になったが、理事の仕事は？

管理規約を改正したいが、方法がわからない。

管理委託契約について疑問がある。

修繕積立金が不足しているようであるが、改善の方法は？

大規模修繕工事の進め方がわからない。 等々

なお、「管理計画認定制度」に関するご相談は、「マンション管理計画認定相談ダイヤル(03-5801-0858)」にお電話をお願いいたします。

また、業者の紹介や個別具体的な内容等についてのご相談は、お受けできません。
個別具体的な内容等のご相談については、別途マンション管理士と個別にご契約ください。